5　機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6　主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7　主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8　主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかったときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十八条の十二　国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

第四十五条の二第一項中「第十九条第七号又は第八号の規定により」を「第十九条第八号又は第九号の規定により」に改める。

第五十二条の二を第五十二条の三とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二　第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十六条中「第五十二条の二」を「第五十二条の三」に改める。

別表第一の七の項中「里親の認定」の下に「、児童及びその家庭についての調査及び判定」を加え、同表の十三の項を次のように改める。

十三　削除	

別表第一の三十三の二の項の次に次のように加える。

三十三の三　都道府県知事	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の三十四の項中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同表の五十四の項中「又は」を「若しくは」に、「補償に」を「補償又は福祉事業の実施に」に改め、同表の八十二の項を次のように改める。

八十二　削除	

別表第二の十の項第四欄中「児童福祉法による」の下に「児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」を加え、同表の二十一の項を次のように改める。

二十一　削除		

別表第二の二十七の項中

都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの

を

法務大臣	年金給付関係事務省令
都道府県知事	母子及び父子法による情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	住民票関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十の項中

戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの	
障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報若しくは介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

別表第二の百二の項の次に次のように加える。

百二の二　市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
	健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	

別表第二の百八の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の百十三の項中

市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を